

駐留軍用地跡地利用推進協議会運営要領

平成 25 年 5 月 28 日

駐留軍用地跡地利用推進協議会決定

平成 25 年 10 月 24 日一部改正

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 30 条第 6 項の規定に基づき、駐留軍用地跡地利用推進協議会（以下「協議会」という。）の運営要領を次のように定める。

（協議会の運営）

第 1 条 協議会の構成員その他協議会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（協議会の構成員）

第 2 条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 法第 30 条第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣が国務大臣を指定した場合その他必要な場合は、構成員の追加等を行う。
- 3 協議内容に応じて、関係する構成員による協議会を開催することができる。

（協議会の主宰）

第 3 条 協議会は、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が主宰する。

（協議会の公開等）

第 4 条 協議会は、原則として非公開とする。

- 2 協議会の配付資料は、原則として公表する。
- 3 協議会の議事録を作成し、原則として公表する。

（雑則）

第 5 条 この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

駐留軍用地跡地利用推進協議会構成員

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

外務大臣

防衛大臣

沖縄県知事

那覇市長

宜野湾市長

浦添市長

沖縄市長

北谷町長

北中城村長